

「阿蘇市黒川出水災害危険区域に関する条例」に関する意見募集の結果及び市の考え方について

「阿蘇市黒川出水災害危険区域に関する条例」について皆さまから寄せられたご意見等の概要とこれらに対する市の考え方を下記のとおり公表します。ご意見をお寄せいただきありがとうございます。

記

- 1 募集期間 平成26年10月24日（金）～平成26年11月14日（金）
- 2 意見の件数 14件（4人）
- 3 意見の取り扱い ①条例案に反映②条例案に反映させるための参考とする③反映できない④その他
- 4 意見の提案の概要と市の考え方

No	条	見出し	ご意見内容	市の見解	取り扱い
1			内牧の松ヶ鼻遊水地は北部豪雨の折は、遊水地が満杯になったのが、午前6時40分くらいであり、午前7時には木村塗装前のコンクリート上を40cmオーバーして内牧町内に流れ込むようになった。時間的にまだ早く遊水地が満杯になっていれば、水害に対する対応が遅れ被害も大きかった事であろうと判断する。上流域に遊水地の必要性を感じる。現在黒川全体の改修工事もありますが、小倉前の遊水地が早く出来ることを望む。	「災害当時、遊水地が機能し越水の時間を遅らせることができた」との遊水地の必要性についてのご意見であります。黒川河川激甚災害対策特別緊急事業メニューのひとつである遊水地建設に向けたご意見であり、本案には直接関係ないことから、激特事業（遊水地建設）を進めるうえでのご意見として、事業主体である熊本県に進達します。	④その他 （関連事業において参考とする。）
2			災害危険区域に追加すべき事項 (1)追加する理由 2年前の阿蘇市を取り巻く災害には、大別すると、黒川出水による災害と阿蘇市を取り巻く外輪山等特有の急峻地の崖崩れ（崩落）によるものであり、今回の条例制定では、前者対策のみであり、崩落危険区域に関する事項が欠落している。 (2) 区域の指定 現在、市が設定しているハザードマップの「山腹崩落危険区域」を含み、更に、広域を設定する。 (3) 参考 建築基準法第6条の建築確認申請は、建築主事の許認可事項ではなく、単なる手続き事項に過ぎず、崖に関しては、法令上の規定では所謂「がけ条項」で制限しているに過ぎない。即ち、阿蘇においては、現行	このたびの災害危険区域に土砂災害等危険区域を追加し、「阿蘇市建築基準条例」として、総括的一般規定で危険区域を指定すべきというご意見であります。専門職の配置や職務権限等の課題があるため、法律の定める権限の範囲内での指定とされているところです。しかし、土砂災害等危険区域については何らかの対策が必要と考えています。	④その他 （関連事業において参考とする。）

			<p>法令上、建設に当たり、景観・公園等の視点ではなく、災害の未然防止の視点からの、阿蘇外輪山麓一帯の建設規制はないものと考えている。従って、「阿蘇市建築基準条例」として、総括的一般規定として、制定されるべきであると考えている。即ち、国内でも年間降水量(3,200mm)が極めて大きく、かつ、6～7月に集中的に降水(約4割占有)し、その水が、阿蘇盆地に流入する状況であり、阿蘇の自然環境と他市町村とは各段の差異が在る。外輪山等の急峻地に加えて、降水により、河川氾濫・山腹崩落の危険箇所も多数散在しており、危険区域の設定は喫緊の課題であり、各種建設行為に対する公権力による規制は当然である。</p>		
3	第3条	(建築物の建築の制限等)	<p>第3条前段では、住居系のみを規定しており事務所や店舗等についての規定は無い。 全ての建物について規制しなければ、事務所として申請し建築した後、後日、用途変更して住宅等に改造することを容認することになるのではないかと懸念される。また、後段で建築してはならないとなっているが、増築の場合も適用するのか。</p>	<p>「黒川出水災害危険区域に関する条例」は、人命を守るために必要な最低限の基準として作成を予定しています。 そのため、住宅の居室等、日常の生活の場として使用される建築物について、増築行為も含めて一定の建築制限が発生する内容としています。 よって、事務所や店舗等の居住の用に供しない建築物や木造階段とする建築物、あるいは一定の期間のみ設置される仮設建築物に対し建築規制を課すことは、過大な制限につながることから、条例の規制対象とはしておりません。</p>	③反映できない
4	第3条	(建築物の建築の制限等)	<p>第3条の(2)で主要構造部(屋根及び階段を除く。以下同じ)となっている。階段(屋外階段を含む)は通常鉄筋コンクリート造か鉄骨造と考えられるが木造の場合もあり得る。木造では出水被害に耐え得るか疑問が残るため、主要構造部(屋根を除く。以下同じ)とする方が良いのではないかと。</p>		

5	第3条	(建築物の建築の制限等)	第3条の(5)は削除すべきと考える。応急仮設建築物又は仮設建築物の建設を容認することは、短期間とはいえ危険区域に被害を受けやすい建物を建築することになり不安が残る。		
6	第3条	(建築物の建築の制限等)	災害危険設定水位以下に居室を有しないこととあるが、居室のどの高さを設定して有しないとするのか。(例えば床面、天井面など)	条例案において、「居室等の床面が災害危険設定水位以下とならないように規制する」とのやや抽象的な表現となっていることから、具体的な表現へ改めるとともに、出水に対する市民の安全性をより確保するため、「地盤面を災害危険設定水位以上」とする内容に、条文を改めます。	①条例案に反映
7	第3条	(建築物の建築の制限等)	災害危険設定水位以下の地盤面のかさ上げは規定しないのか。また、かさ上げする場合の地盤面の高さは災害危険設定水位とするのか。それ以上とするのか。		
8			災害危険設定水位以下に居室を設けず建物を高くすることにより建築工事費の増加や高齢者・障がい者の方はホームエレベータの設置が必要になることも考えられる。このような費用に対する支援制度等は考えられないか。	現在のところ支援制度は考えていません。	④その他(関連事業において参考とする。)
9	第1条	(趣旨)	本条例の目的を明確にするためにも、下記のとおり加筆されてはいかがかと思います。 (現) 災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築制限について ⇒災害危険区域の指定及びその区域における災害防止上必要な建築物の建築の制限に関し	建築基準法第39条第2項の条文と重複するため、本条例案には規定していません。	③反映できない

10	第2条	(災害危険区域の指定)	<p>黒川と特定するのではなく、黒川には支流が数あることから、次のようにされてはいかがでしょうか。</p> <p>(現) 市長は、黒川の出水による危険の著しい区域を災害危険区域として指定するものとする。</p> <p>⇒市長は、黒川流域の出水による危険が著しい区域について、<u>法第 39 条第 1 項に規定する</u>災害危険区域に指定する。</p>	<p>本条例案は、黒川本川からの出水を前提としていることから「流域」と言う文言を省いています。</p> <p>また、条文については、建築基準法その他を参考に作成しています。</p>	③反映できない
11	第2条	(災害危険区域の指定)	<p>「市長は、災害危険区域を指定したときは」となっていますが、これについては、併せて規則も制定されると思いますが、その規則等に則り、各機関と協議してその旨を告示するのではないのでしょうか。いきなり、「指定したときは」とはならないのでは。</p>	<p>ご意見のとおり条文を「指定したときは」から「指定するときは」に改めます。</p>	①条例案に反映
12	第2条	(災害危険区域の指定)	<p>前 2 項とありますが、これは前 3 項の誤りではないのでしょうか。</p> <p>前 2 項の規定は、災害危険区域の指定の変更又は解除について準用する。</p> <p>⇒前 3 項の規定は、災害危険区域の指定の変更又は解除について準用する。</p>	<p>「前 2 項」とは第 2 項及び第 3 項を指しており、危険区域の変更または解除を行なう場合には、第 2 項及び第 3 項の規定に基づき行なうことを明記しています。よって、条例案のとおりとします。</p>	③反映できない
13	第3条	(建築物の建築の制限等)	<p>第 3 条 上記の施行令の記号は、第 19 条第 1 項ではないのでしょうか。</p> <p>(現) (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 19 条第 1 号に規定する…</p> <p>⇒ (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 19 条第 1 項に規定する…</p>	<p>ご意見のとおり条文を改めます。</p>	①条例案に反映

14	第3条	(建築物の建築の制限等)	<p>第3条(5) これは法第85条第2項は応急仮設建築物と仮設建築物のことと思いますが、又は仮設建築物となれば、同条の第5項の規定により特定行政庁の許可を受けた仮設建築物をさし、これを挿入しないのであれば又はではなく若しくはが正当ではないでしょうか。</p> <p>(現) 法第85条第2項の応急仮設建築物又は仮設建築物</p> <p>⇒法第85条第2項の応急仮設建築物若しくは仮設建築物又は同条第5項の規定により市長の許可を受けた仮設建築物</p>	条文については建築基準法第85条第2項を参考に作成しています。 なお、同条第5項の規定により特定行政庁の許可を受けた仮設建築物は、本条例案の第3条第6号に含まれます。	③反映できない
----	-----	--------------	---	--	---------